

議案第 1 1 号

かずさアカデミアパーク地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かずさアカデミアパーク地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）の一部改正を踏まえ、かずさアカデミアパーク地区地区計画を変更することから、建築物の用途の制限を変更するため、かずさアカデミアパーク地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 3 年君津市条例第 1 8 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

かずさアカデミアパーク地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

かずさアカデミアパーク地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成3年君津市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第19条第3項」を「第19条第1項」に改める。

第4条第1項第15号中「又は観覧場」を「若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの」に改め、同項第16号及び同条第2項第11号中「料理店、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール」を「キャバレー、料理店」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

かずさアカデミアパーク地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(適用区域)</p> <p>第3条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により決定された木更津都市計画かずさアカデミアパーク地区地区計画（以下「地区計画」という。）の区域内に適用する。</p> <p>(建築物の用途の制限)</p> <p>第4条 地区計画で定める研究・生産地区内においては、次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) ～(14) 省略</p> <p>(15) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの</p> <p>(16) <u>キャバレー、料理店</u> その他これらに類するもの</p> <p>2 地区計画で定めるセンター地区内においては、次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) ～(10) 省略</p> <p>(11) <u>キャバレー、料理店</u> その他これらに類するもの</p>	<p>(適用区域)</p> <p>第3条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第3項の規定により決定された木更津都市計画かずさアカデミアパーク地区地区計画（以下「地区計画」という。）の区域内に適用する。</p> <p>(建築物の用途の制限)</p> <p>第4条 地区計画で定める研究・生産地区内においては、次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) ～(14) 省略</p> <p>(15) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>(16) <u>料理店、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール</u>その他これらに類するもの</p> <p>2 地区計画で定めるセンター地区内においては、次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) ～(10) 省略</p> <p>(11) <u>料理店、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール</u>その他これらに類するもの</p>